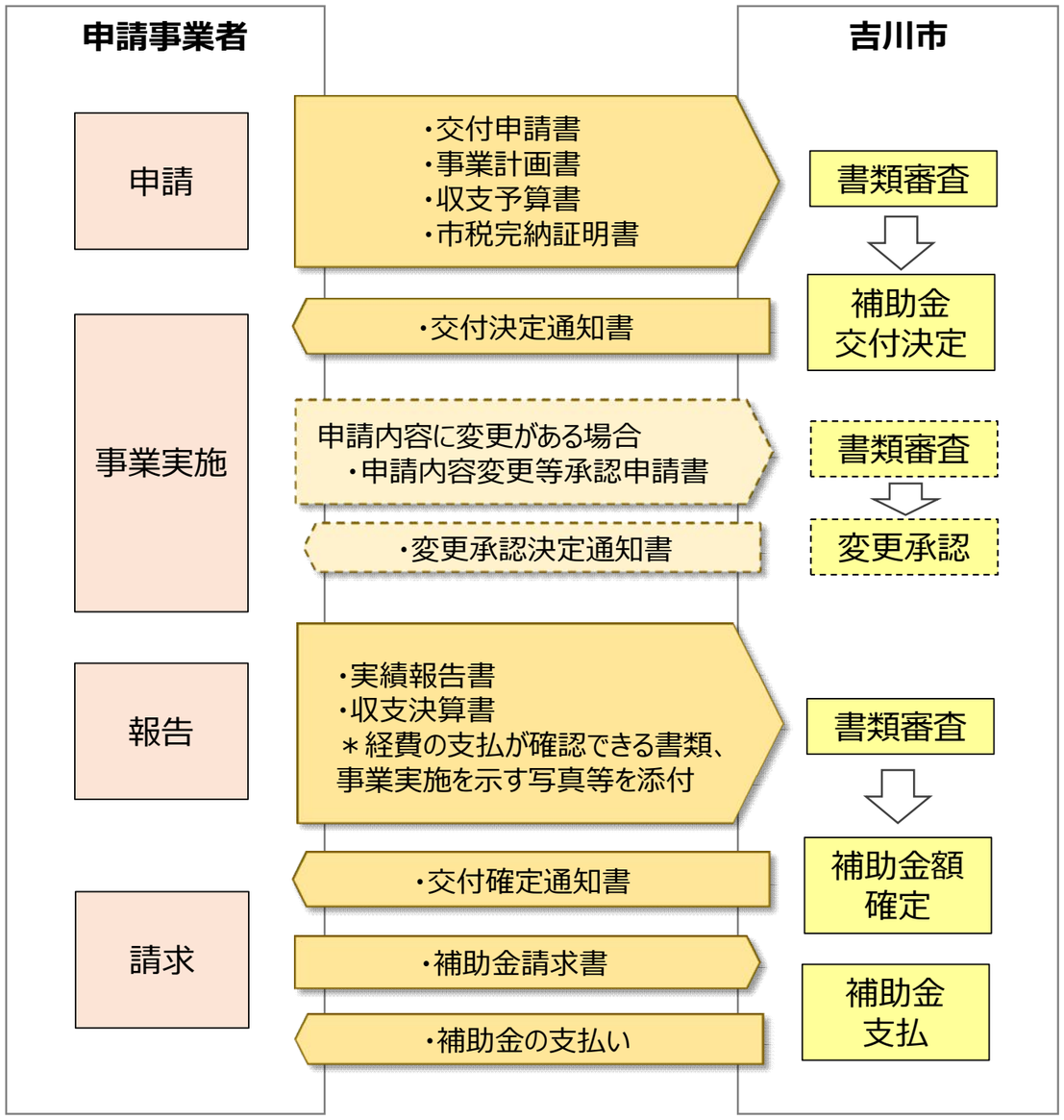
吉川市産業振興推進事業費補助金(賃上げ奨励事業)
申請・事業実施・補助金受領のフローチャート



【お問い合わせ先】
吉川市　産業振興部　商工課　商工観光係
TEL: 048-982-9697　FAX: 048-981-5392
Mail: syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp

令和８年３月２５日から！
賃上げ等労働環境整備に努める中小企業を
応援します！

吉川市産業振興推進事業費補助金(賃上げ奨励事業)



右記二次元コードより、国、埼玉県、県内市町村が実施している事業者向け支援制度の情報を検索できますのでぜひご活用ください。
※本システムは埼玉県が提供しているものとなります。
※各制度については各実施団体へお問い合わせください。



本事業は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業であり、市内中小企業者の新たなチャレンジを支援するとともに労働者の労働環境向上の一環として賃上げを目的に実施するものです。



	①販路拡大事業費補助金	②新商品製作支援補助金	③人材確保支援補助金	④創業支援補助金	⑤事業者連携発展支援補助金
対象者	市内の中小企業者等			創業支援補助金は当補助金の対象となりませんのでご注意ください。なお、創業支援補助金については、令和８年度吉川市産業振興推進事業費補助金事業の実施が確定次第、ホームページにて情報を公開するほか、広報４月号等にて周知する予定です。	市内の２者以上の事業者で構成される連携グループ
事業内容	国内・海外を問わず、商品の販路拡大に向けた商談を目的とする展示会・見本市への出展経費の２分の１以下を補助	下記3点のいずれかに当てはまる最終消費者への販売を目的とした新商品の試作・開発経費の２分の１以下を補助 (1) 市を象徴する事項を表示していること。 (2) 市内農産物を使用していること。 (3) 市内で生産された物を原材料の全部又は一部として使用していること。	市外で開催される合同企業説明会への出展や大手求人サイトへの掲載、人材採用の用に供する会社パンフレット等の作成に対し２分の１以下を補助		２以上の事業者の連携による商品、サービス等の付加価値の創造、新たなビジネスの構築等に関する事業に要する経費に対し２分の１以下を補助
主な補助対象経費	・展示会出展料 ・小間装飾費 ・通信運搬費 ・通訳、翻訳費 ・印刷製本費 ・旅費(海外のみ) ・保険料 ・業務委託料	・原材料費、機械装置又は工具器具の購入費 ・加工製造のための業務委託費 ・販売促進に要する印刷製本費 ・掲示物等作製費 ・産業財産権取得の費用	・出展料 ・会場設営費 ・旅費 ・有料道路通行料 ・運搬費 ・印刷製本費 ・委託料		・交付決定日以後に開始した事業に係る経費 ・令和９年３月１５日までに支払が完了する経費 ・社会通念上相当と認められる範囲内の額である経費 ・他の補助金を受けていない経費
補助限度額	海外：25万円 国内：10万円	20万円	20万円		30万円
公募期間	令和８年３月２５日より予算上限に達するか令和９年３月１５日まで ※事業実績報告書の提出は令和９年３月１５日までとなるため１５日以前にご申請いただき、決定通知を受領いただく必要がございます。なお、決定通知の交付には、申請書類がすべて整ったのち、５営業日程度いただいておりますので予めご了承ください。				
留意事項	• 事業実施前の申請が条件であり、現在進行中のもの、すでに完了した事業については対象となりませんので、ご注意ください。 • 予算の範囲内で補助金を交付するため、予告なく募集を打ち切る場合がございます。 • 申請書等は市商工課窓口もしくは市ホームページから入手できます。 • 各項目により、必要書類や条件が異なります。市ホームページをご確認ください。 • 補助金の交付は、1事業者あたり同一年度内に1回限りですが、令和８年度吉川市産業振興推進事業費補助金と併用することが可能です。 ※併用には条件がありますので右記二次元コードよりホームページをご確認ください。 • 事業が完了した日から30日以内または令和９年３月１５日までに実績報告書を提出してください。				